

近畿地方整備局事業評価監視委員会（平成20年度第2回）

議事録

日時：平成20年11月11日（火）13：00～17：00

場所：国民會館 12階 武藤記念ホール

■姫路港広畑地区多目的国際ターミナル整備事業にかかる審議について

○審議内容

○（委員）

CO₂排出量の削減と書いてありますが、これはどんなふうにしてエスティメイトするのか、参考のために教えていただければありがたいと思います。

○（事務局）

大きく2点あります。1つは内陸輸送、港に入ってからの内陸輸送の距離の短縮が1点です。もう1つは海上輸送で、大型船で一気に運ぶ、あるいは一気に運ぶことによりまして船からのCO₂の削減を図ると。その削減量に対して、CO₂の原単位、原価みたいなのを掛けまして、それで便益を出しています。

○（委員）

CO₂の削減量に対し、その原単位で便益になる換算表があるのですか。

○（事務局）

「1万600円/t-c」という原単位が技術指針として本省から出ておりまして、それを活用しております。

○（委員長）

審議の結果、「姫路港広畑地区多目的国際ターミナル整備事業」の再評価は、事業評価監視委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり継続でよいと判断されるとしてよろしゅうございましょうか。

○（委員）

異議なし。

■淀川河川公園事業にかかる審議について

○（委員）

B/Cで計るというよりもかなり主観的な要因があるので、なかなかそれだけでは評価し得ない、もっと大きなものがあると思っています。従来のイメージは羊糞切りで、ゾーンごとに公園があったりということですがけれども、例えば、一番下流地帯、例えば堂島川とか土佐堀川とか、あんなもう見苦しいですよ、岸壁だけでね。それがどういうイメージに変わっていくのか、できるだけ説明していただければありがたいです。

○（事務局）

まず、大川、いわゆる旧淀川、これは私どもの公園の範囲の外になってございまして、これは今大阪府さんあるいは大阪市さんの方が水都再生等で、いわゆる都市の河川環境としていろいろな形の整備なり構想を持たれてございます。

私どももむしろ毛馬の洗堰あるいは淀川大堰より下流の部分は似たような都市環境になってございますけれども、例えば堰より下流などはいい干潟が水辺の方に今出来つつあります。そこにヨシ原があって、例えば渡り鳥が飛来するというような環境ができています。その裏側がある程度かなり幅の広いいわゆる河川敷、高水敷になっていまして、グラウンドあるいは芝生広場になっているような状況がございまして。

その自然と人とのまさに領分を、今までは川を縦に切るように羊糞切りしていましたが、むしろ川に沿った形で、水辺をどちらかという生き物であったり自然であったりに少し譲る。そのかわり我々人間はそれも楽しみながら、かつ残された空間の中で例えば散歩をしたり、家族がそこで憩ったりするような空間にする。あるいは一部は都市型、都市の中でスポーツをちょっと楽しむとか、そういったような形にしていくというようなゾーニングをしていこうと考えております。これが基本的な考え方になっていまして、具体的にではどこに線を引くかということについては、地区ごとにそういう地域の方々あるいは学生の方も入っていただいて、勉強しながら決めていきたいと思います。

○（委員）

11月9日に現場を見せていただいて、たくさんの方が利用していて、非常にいい公園だなというふうに感じました。外来種対策も、ウォーターレタスなんかきれいに取っていただいて、非常に進んでいるように思いました。今後予算の問題で縮減等を考えておられる

ようですけども、陸上部ですね、水中部の外来種対策は今やっておられるようでいいと思うのですが、陸上部に外来の樹木がもうすごい量が入ってしまっていて、今後のことを考えると、要は樹木ですから毎年毎年大きくなるわけですね、だから早く切れば切るだけコストはかからないわけですが、置いておけば置いておくとどんどん大きくなっていく。大きくなっていくと、公園として一種の緑として評価される面も出てくるから、また切るなとかというふうな問題も出てきたりしますが、外来種ということからすると、僕はもう早期に、早く、コストのこと等を考えて対応されたほうがいいのではないかなというのを感じました。

○（事務局）

私ども淀川環境委員会という環境系の先生方なり地域で関心ある方が集まったグループの方々に、ある意味では淀川の環境の監視をしていただいている仕組みを持ってございます。その中でもやはり外来種の問題は非常に大きなウエートを占めてございまして、先生も御指摘のように水中部、魚も含めて水中、水面、それから陸上ということで、さまざまな取り組みもしておりますが、非常に繁殖の能力であったり、あるいは入ってくる場所の原因の不確実性であったり、非常に我々自身も頭を悩ませているところがございます。できるだけその委員会なりの御意見も伺いながら、基本はとにかく入れない、それからもう繁殖させないということを基本に対策に取り組んでいるところですが、なかなかこの特に樹木の対策については費用がかなりかかるということもあって、追いつき切れない部分がございます。できるだけ今の先生の御指摘も踏まえて、とにかくできるだけ外来種がない川にしていきたいという思いは我々も強く持っておりますので、また逆に言うと、いろいろとまたアドバイスをいただければと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○（委員）

今このイメージが抜本的に、今までの空間管理計画というものから、水辺それから自然、それから利用と、こういう形で新しい河川環境基本計画をつくられて、それに向かつての整備をされるということで、非常に望ましい方向をもたらされているのだなと感心したのですが、一方では今までの利用ゾーンの、グラウンドとかスポーツ公園とかいう、そういう形のものは相当、これに沿った形からすると縮小というか、そういう方向に働くのか、現有保持のような形になるのかという形を1点教えていただきたい。

それから、470億円を計上されておるといことですが、そこにはさっきおっしゃったワンドの再生とか、最近出された高水敷の切り下げとか、そういう形の整備もこの河川公園というこの基本コンセプトに従って、そういう関連の事業も抱え込む形で構成されているというふうに理解すればよろしいですか。

○（事務局）

最初の御質問ですが、全体の計画区域が1,000haを超える中で、公園としての供用をしているのが200ちょっとということでございます。ですから、まだ広大に残された空間はあるということですので、まずこのゾーニングが現状に対してかなりむちゃくちゃに変わるかという意味では、そういうものでは必ずしもないかなと思っています。現状でもかなり水辺は自然な状況になっていまして、船で淀川を京都から下ってきますと、見えるものは本当に自然な水辺の状況でございます。ただ、基本は先ほど先生のお話にあったようにグラウンドですとか、あるいは例えばテニスコートのようなものですかとか、やはり都市型の利用を中心としたようなものはなるべく堤防の外に出ていただいて、河原の中はやはり川の本래の自然なりあるいは空間、広々とした空間を味わっていただけるような形に持っていくというのは、方向としてはございます。

ただ、冒頭、先生の御質問にありましたけど、やはり多くの方が非常に今淀川をある意味ではそういった形で愛していらっしゃる方もいらっしゃるんで、やはりそこは地域の中でその地域らしい川の使い方を順次決めていくということが大事ではないかなということを考えてございます。

後半のお金でございますけども、基本的にはこれは公園のお金としてみているものですが、当然治水事業であったり、あるいは利水の事業であったり、そういった中で川をいじくる中で公園の方向性あるいは自然環境の復元と合った形の事業を一緒になってやっていると。あるいはそれをやることによって、この公園の事業費がまた減っていくというようなこと、方向性、これは是非そういう方向でやっていきたいと考えてございます。

○（委員）

公園の場合は、やはりB/Cというやり方で一応マニュアルがあって、それで出されていますが、なかなか本当は難しいものだと思います。多分これより以上のもっと効果があるのではないかと考えております。今整備が半分ということでございますけれども、2,000万人の利用圏があって、実際500万人が利用されるということで、今後整備されてい

るときに、18ページの事業の進捗見込みのグラフを見せていただきますと、平成7年というのは飛び抜けて多いですけども、かなり整備費が下がってきておりますけれども、本来的にはかなり広域的な利用があるし、構造物ではないので少しお金をかけることによってかなりの整備ができるのではないかと考えています。利用者のためになるだけ利用ができるような整備を進めていただければと思います。なぜこの整備費の推移がこれだけ低くなっているのかという、その辺を教えてくださいたいと思います。

○（事務局）

公共事業全体という意味の予算の上げ下げというのが一つ反映されているということがございます。ただ、いろいろないわゆる施設物をつくるときに集中的にお金が必要という中で、かなりぴんと事業費が出ているところがまずあるということも一つございます。それから、先生がおっしゃるこの数年かなり事業費が特に低くなっているところがございます。ここから先は整備局というよりは事務所長としての発言も一部は含まれるかもしれませんが、私どもとしてはやはりできるだけ必要な予算を確保するということがございますけれども、まずこの先ほど言いましたように計画をつくる、これは先生にもお世話になって計画をつくってきたわけですが、やはり将来の方向性を定める時期であったということもあって、少し事業については手控えていたということがまず一番大きな理由としてあるかなと考えています。

ですから、これで計画ができて、具体の絵が見えてまいりましたので、現場としてはそれに必要な予算については、できるだけ獲得するように努力をしていかなければいけないなということは考えておるところでございます。ただ、先生のお話にもございましたけど、やはりベースは川でございますので、やはりどんだんお金をかけて何か物をつくっていくというよりは、川をいかに地域の人に使いやすくしていくということが大事ではないかなということは基本ということで考えてございます。

○（委員長）

この審議の結果、「淀川河川公園事業」の再評価は、事業評価監視委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおりでよいと判断されるとしてよろしゅうございましょうか。

○（委員）

異議なし。

■加古川直轄河川改修事業にかかる審議について

○（委員）

計画規模150分の1というのをちょっと教えてください。

○（事務局）

基本方針ということで、この加古川というのをどこまで今後やっていくのかということを考えるに当たって、150年に1回降るような降雨。そういうような計画降雨というのを考えて、それにも耐えられるような施設整備を行っていきましょうということで基本方針というのを決めています。

そこを目標とするわけですが、先ほども見ていただいたように、それまでやるためにはやはりまだやらなくてはいけないことがいっぱいありますし、河川につきましてはいきなり、河道掘削を例に挙げますと、河道掘削とって一気に掘れば環境も変わってくるし、それからあと土砂のたまりぐあいなんかも変わってくる。徐々に徐々にやっていかなくてはいけないかなというところもございます。ですので、いつまでというのはないのですけれども、150年に1回の降雨に対して対応できるというようなものを目指して、今後20年、30年でどういうものを具体的にやっていくのかというのを、今整備委員会の中で議論している。近々には広島地区、この辺のところをもう既に事業を進めておるような状況でございますので、そちらのほうは進めていきたいと思っているという状況です。

○（委員）

整備期間110年+評価期間50年というのは、どういうところ辺から考えられていることなのか。さっきおっしゃった現在進捗の事業の評価とかというのであれば、整備計画は20年、30年というお話もされたし。そこら辺の便益の算出で、今まで余り110年とかこういうやつを見たことがないもので、そこら辺をちょっと教えていただきたい。

それからさっき進捗しておられる中で広島地区を溢れないようにするという形で、その増量というのは余りたいしたことないのか。下流は当然受け持てられるということで、上下流バランスでやっておられるというのは理解しておりますが。

それと、整備計画から整備基本方針のレベルになってくると、相当の長い区間河道掘削がありますが、ボリューム等を考慮したうえで掘削は可能ですか。整備の掘削のやり方等についてはいろいろ工夫されると思いますが、今度は逆に冠水頻度がめったにかぶらないとかというようなその姿を見ると、えらくまた樹林化とか樹木化という形で何かイタチゴ

っこになって、また流下能力障害を来すようなことになる。そこら辺、河床動態等々含めて長期の動態シミュレーションとかそういうことをやっておられるのですか。評価を今日はどういうところでやったらいいのかというのが、ちょっと最初よくわからなかったの、次の揖保川も同じ数字が出てきておるので、ちょっとまとめてそこら辺を教えていたできればありがたいなというふうに思った次第です。

○（事務局）

まず一番大きな話で、何を評価するのかという話は、我々の中でも結構議論になっておるところではありますが、将来的に150分の1のこれだけやっていくというようなことがまずありますということを念頭に、ここ数年でどういうことをやっていくのかということをお示しさせていただきましたので、その部分を見ていただきたいかなと思っております。

本来ですと、整備計画というのができましたら、実はこの再評価委員会につきましては、整備計画で議論されている場合にはそちらのほうの議論でという話になってくるということなので、整備計画になった場合には、ここ数年というよりかはもう少し長い、20年から30年のものについてどうなのかというのを、学識者の方であるとかあるいは地域の方であるとか。そこでディスカッションをしていただくという形になっています。

今回については、整備計画ができてないというようなちょっと中途半端な状況で大変申しわけなかったですけれども、整備計画においても、こういうようなところは近々にやっていくという形で位置付けることにしておりますので、この場ではここ数年でこういうところをやっていくというところについて見ていただければいいかなという感じで思っております。

それから、B/Cの話につきましては、水系全体で何とかはじかなくてはいけないというところでここも苦心しております、先ほど見ていただいた全体でどれだけやらなくてはいけないのかという総コストにつきましては一応はじいております。それで、総コストははじいた上でもって、ここ数年の加古川での事業ということを見た場合には、その総コストを全部使っていくとどんな感じになるのかというシミュレーションをしております、それがここで言う整備期間が110年。評価期間というのは、+50年と書いているのが、これはその後50年は維持管理を続けていくということで、その分だけ全部評価しますと、維持管理はここプラス後半50年ということだけではなくて、当然こっちも維持管理費というのはずっと入っている。こういう形で全体のB/Cというのを見ていただこうと。

実は、これ加古川が終わった後揖保川がありますけど、揖保川も全く同じような形でやっております。

それからあとは、広島地区の上下流バランスの関係。一応、計算上というのはいろいろと見ているつもりではございます。ここを締め切るとそれなりの流量は下流には行くことになると思います。むちゃくちゃ多いというわけではありません。例えば、狭窄部を広げるとか、そういうのに比べればまだいいのですけれども、ここについても流量増は多少あると思います。

それにつきましては、下流部の掘削を同時にやっております、そのときにきっちりと下流部の掘削でこれだけの器をつくった上で締めますという。きれいに全部が伝わっているという形に必ずしもなっていないところもあるかもしれないのですけれども、今回のこの部分につきましては、そういうところも少し念頭に入れながら事業を進めておるといような状況でございます。

あとのご質問は…。

○（委員）

河道計画が多いけど、できるのか。

○（事務局）

順応的に少しずつ掘りながら進めていかななくてはいけないのではないかなと思っております。

土砂の動態計算は、基本方針のときに前に同じような議論になっておりまして、一応そのシミュレーションというのはやっておるような状況ですけれども、実際に施工してみると思ってもいないような土砂が出てきたりですとか、あるいは掘れぐあいになっているとかそういう形になってくると思います。すごく長い目で見るときには、そのようなシミュレーションというのを念頭に置きますけれども、実工事ということを考えた場合にはやはり河川は生き物ですので、順応的に少しずつ掘りながらモニタリングをしながら進めていかななくてはいけないのかなという感じで思っておるとい状況です。

○（委員長）

マニュアルに従って計算しておられるのだから仕方がないことですが、やはりこの道路とか港湾とか都市と同じようにB/Cをもっと意味のあるものにするためには河川の整備計画を早くつくっていただきたい。整備計画をつくることによってB/Cの計算結果が意味を持つようになるので、早く整備計画をつくっていただきたい。

それから河川に関しては、B/Cは整備効果の一つの評価方法ではありますが、河川には、民生安定であるとか他に大事な役割がいっぱいあるので、そういうものを総合的にどう評価すれば良いかということについて、河川局のほうで早く検討していただくことにより、委員の先生方からこういう質問が出ないようにお願いしたいと思います。

審議の結果、「加古川直轄河川改修事業」の再評価は、事業評価監視委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、「河川整備計画が策定されるまでの当面の間、事業を継続する。」との対応方針（原案）のとおりでよいと判断されるとしてよろしゅうございましょうか。

○（委員）

異議なし。

■揖保川直轄河川改修事業にかかる審議について

○（委員）

揖保川のみに限らず、将来こういった河川についてその周辺の住民が親しく親水ですね、そういうことができるということまで念頭に含めて整備計画というのはつくっていかれるのでしょうか。

○（事務局）

整備計画におきましては、治水の話だけではなくて利水、それから利用、環境、すべての観点から河川につきましては多目的に、いろいろな観点から見ていただきたいということで御意見をいただいております。

具体には、例えば先ほど見ていただいた宍粟市の市役所と一緒にやるというやつですけれども、宍粟市の市役所の川沿いを公園利用みたいな活用もできるようにと、水辺プラザ事業というのが制度としてあります。そういう事業も絡めながら海岸護岸をやっていくといいですか、そういうようなこともやっていこうかなということ考えております。その辺についても、いろいろと御意見をいただきながら進めていきたいというのが基本です。

○（委員）

B/Cに関して、マイナスの総便益というような概念はあるのでしょうか。例えば河道掘削をしたときに、その河道上に非常に貴重な群落があったり、景観上非常に重要なものがあったりしますと、それを掘削してそれを取り除きますね。それを取り除いたときに、その取り除かれたものについては、周りの景観からするとマイナスだということに見たときに、それはB/Cの中にどういう形で入ってくるのでしょうか。

それともう1つ。今度は掘削して土をどけた後、非常に新しい環境ができたので柳が入りやすかったり、それから外来種が入りやすかったりしますが、そういうものに関する費用というのは多分総費用としてその中に入ってきますよね。その辺をお尋ねしたいのですけど。

○（事務局）

環境のB/Cのはじき方というのが、特にB、便益のほうですけれども、こちらのほうが確立したやり方というのが今のところはないような状況ですので、答えだけお話しさせていただきますと、今のここで計算しておりますB/Cにつきましては、治水効果という観点でもってB/Cをはじいております。ですので、そこにマイナスの効果として幾ら幾らというのを、例えば代替案とかを踏まえながらこういう形でということが明確になって

きた場合には、それも踏まえた形でのB/C評価になってくるのではないかと思います。けれども、今の段階ではその環境に関するB/Cというのをきちんと幾ら幾らという形でもって算定するというのが、まだきっちりと確立していないというような状況ですので、今のここのB/Cにつきましては、治水効果という形ではじいておるとというのが現状でございませう。

それから、掘った後の話ですけど、柳のほうの話も先ほどの話に直結してしましますが、やはり河道掘削、川の改変というのは自然の改変でもありますので、やってみてその状況を踏まえて進めていくというようなやり方をするしかないかなということも思っております。掘削をしたならばその環境、ある一定の掘削をしたならばその環境が植生も含めて、どのような感じで変わってきたのかと、モニタリングしながら進めていくしかないかなというようなことで考えております。

揖保川のある箇所では礫河原が貴重になっておまして、出水でその冠水頻度、例えば年に1回水に浸かれば、例えば外来種なんかもなかなか生えてこないとかそういうような検討は実は揖保川でも一部やっております。いわゆる高水敷をどのぐらいまで掘ってあげて、それで何年に1回ぐらい冠水するかということを見ながら、どのような高水敷にしたならば植生がどんな感じになってくるのかということもモニタリングをしながらチェックしていき、揖保川でもそういうような取り組みもやっております。

お金につきましては、例えば柳がぼっと生えてしまって、それをまたどうするのかというところについては、維持管理の費用で算定しております。そういうような維持管理に係る費用につきましては、今回の費用対効果の計算の中には含んでいるという状況でございます。

○（委員長）

それでは、審議の結果、「揖保川直轄河川改修事業」の再評価は事業評価監視委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、「河川整備計画が策定されるまでの当面の間、事業を継続する。」との対応方針（原案）のとおり継続でよいと判断されるとしてよろしゅうございませうか。

○（委員）

異議なし。

■東播海岸直轄海岸保全施設整備事業にかかる審議について

○（委員）

設計外力についてですが、台風や高潮などの波高が何年に一度超えてという形で出されていると、そういう解釈でよろしいですか。

○（事務局）

はい。計画外力と基本計画ということで、実績だよね、何年実績だ。どこだ。50年確率じゃないの、これ、実績じゃなくて。

○（委員）

後日また参加資料を見せて欲しい。分野が違うけど関心があるので尋ねました。

○（事務局）

わかりました。お渡しさせていただきます。

実績の波高というのを踏まえながら、計画波浪というのを計算しております。詳しい話はまた直接御説明させていただきます。

○（委員）

それと、この海岸縁に海の釣り堀だったかな、そういうのはなかったかな。このエリアは垂水も入っていますか。海の釣り堀というのは、あれは利用ではいいけど障害物になるような、そういう危険工作物ではないわけね。

○（事務局）

そうです。

○（委員）

それと、あそこの海岸堤防をつくる場所は人家連檐というか、あるいは高級マンション等々含めてあって結構施工に関する苦情があつて事業進捗が困難を来すと、そういうことはありませんか。

○（事務局）

一般の方々の利用もありますし、それからあと実際住まれている方々もあると。それから、御説明しませんでした、漁業関係ですね。タコとか海苔とかそういうのがありまして、いろいろなことを言われてはおりますけれども、できるだけ御理解をもらいながら、それからあとは工事の施工に関するところについてはいたし方ないと思いますが、できがりのものについては、例えば沖合に離岸堤をつくるのは網の関係があるから少し形を変えてくれとか、そういうようなものはできるだけ話を聞きながら対応させていただいてい

ます。マンション関係につきましても同じです。ただ、施工に関してはどうしようもないので、ここについては環境のためにも、それからあとは高潮防護のためにも、どうしても必要だという御理解を得ながら進めさせていただいているという状況であります。

○（委員）

7ページですけれども、海浜植物等生息環境の創出というようなことを現在もやっておられるのでしょうか。昔はやっておられたというのは見っていますが、現在何か海浜植物のそういうようなことはやっておられるのでしょうか。

○（事務局）

あそこへ植物と書いてありますので。先ほど話をした利用の観点で、民間企業も入ってやってもらうところと、それからあとは学校教育の観点でもって磯をつくっているところもあります。

そういう観点で、いわゆる海岸というか磯の生物が付きやすいというか、生息しやすいような環境というのをつくってあげているというようなところは実際ありますが、植物関係については。養浜にそういう効果は出てくる。

○（委員）

昔は海浜植物を植えられていたのですか。

○（事務局）

そうですね、そのようですね。

○（委員）

今もやっておられるのかなと思って、ちょっとお聞きしたんです。

○（事務局）

今現在は手をかけてないという状況ですね。

○（委員）

是非やってください。

○（事務局）

はい。

今まで話をした加古川、揖保川と全く同じように、実は海岸計画についても見直しというのを考えておりました、これも今ちょうど議論しているところです。地域と一体になった海岸づくりであるとか、あるいは有識者との意見交換というのを今進めておるところで

ございまして、今の話なんかも踏まえた形で今後どうしていくのか、利用の観点からもどうしていくのかというのを、念頭に置いておこうと思っています。

○（委員長）

それでは、審議の結果、「東播海岸直轄海岸保全施設整備事業」の再評価は、事業評価監視委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり継続でよいと判断されるとしてよろしゅうございましょうか。

○（委員）

異議なし。

■亀の瀬地区直轄地すべり対策事業にかかる審議について

○（委員）

ここまで来られて、それでもうほぼ残事業という形でエンドに向かっていると言われたけど、この引き続きのところの安定性の判定は、ありとあらゆる計測等を含めて行われるのですか。

○（事務局）

そうですね。今の実地のすべり対策事業もやりながら観測をしております、それを継続していきます。1つは地表面の変位量を測るということと、あとは地下水の観測ですとか、そういったこともあわせてやっていきます。

もちろん、この判定の際にはその方面の学識の方にも見ていただいて、何年かかるかわかりませんが、早急にその辺の体制も組んだ上でやってまいりたいと考えております。

○（委員）

是非ともお願いしたいと思います。

○（委員）

引き続き観測してやっていただく必要があると思いますが、平成21年度を目標に今までの残事業は終わるということで、今後は観測というか継続的なものに移りますでしょう。そういうものは事業として考えるのか、工事が一応残事業を終わった後、経常的な何か事業として考えた方がいいのかということで、最後の事業継続という意味がよくわからなかったのですけど。

○（事務局）

一応、地すべり対策事業といたしましては、対策の効果が確認されて初めて終わるということですから、そこを確認できるまでの間は事業継続ということで考えております。

○（委員）

この継続的なものはいつ終わるということはありませんよね。いつ地すべりが発生するかわからないから、ずっと継続して何か効果を見なくてはいけないのではないかと思うのですが。

○（事務局）

そういう意味では、地すべり対策事業のその効果が本当にあったかどうかということについては、ほかの事例を見ますと大体3年前後ぐらいの観測期間を設けてやっておられま

す。

ただ、亀の瀬の場合、非常に上下流に抱えている資産が大きいということ、あるいはその地域を国道25号ですとかJ Rが走っているということで、重要交通網が走っているということで、もう少し観測期間は長くとらなければいけないと考えております。ただ、それが終わった後に関しましては、通常の間ゆる地すべり地の管理ということになりますので、そこから先は地すべり対策事業とはまた別のものと考えます。

○（委員）

さらにこれが今度は河川事業というか、そうするとそれがまたそれは物すごく慎重にやらないとあかんというふうにすごく思ったね。

○（事務局）

おっしゃるとおりです。やはり地すべり地なものですから、そこに手を入れていくことになりますと、今までやってきた対策そのものの効果にも影響を与えることになりますので、やり方も含めて非常に慎重にやっていかなければいけないとは考えております。

○（委員長）

平成21年で大体事業は終わり、そのフォローアップをしていかななくてはいけないということ。それから後に関しては、また再度別の事業として実施していくということでございますので、御了解いただけたと思います。

それでは、「亀の瀬地区の直轄地すべり対策事業」の再評価は、事業評価監視委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり継続でよいと判断されるとしてよろしゅうございましょうか。

○（委員）

異議なし。

報告事項

○（事務局）

淀川水系の整備計画、また整備事業につきまして、ちょっと本日出来事もございましたので、その辺のところを御報告したいと思います。

淀川水系の整備事業の当面の進め方につきましては、ちょうど前回、7月のこの委員会に御報告をさせていただきまして、了承をいただいたところでございます。また、現在整備計画策定手続中でございますが、これは6月20日に整備計画案をつくって、6府県の知事に送付し、現在意見照会をかけているというところでございます。

一方、個別の事業はそれぞれこの当面の進め方に沿って進めさせていただいているわけでございますけれども、こういう状況もございまして、川上ダムにつきましては今年度転流工に着手する予算が認められておりますけれども、今のところまだ執行しないでいるという状況でございました。

それで、本日の午前中に三重県、滋賀県、京都府、大阪府の4知事が会合されまして、整備計画案に対する共通認識というものを合意されたという情報をいただいております。情報といたしますか、既にインターネット等でこういった記事が出されておりました、こういったものと各県側の情報で確認をしておるところでございます。

それで、4府県知事の御意見というのが、3ページにわたるものでございますけれども、主要ポイント、ダムについて申し上げますと、まず天ヶ瀬ダム再開発は琵琶湖の恒久放流や瀬田川洗堰の全閉操作の頻度を減少させるために有用と。天ヶ瀬ダム再開発については、基本的に合意するという事で事業実施に合意をいただいております。

それから、大戸川ダムには一定の治水効果があることは認める。しかしながら、施策の優先順位を考慮すると、河川整備計画に位置づける必要はないということで、必要性はお認めいただいた上で、整備計画という期間を定めた中に財政的なものと優先順位を考えたときに、入ってこなくてもいいのではないかとこの共通認識になってございます。

それから、川上ダムは中小洪水でも木津川、淀川まで全線にわたる水位低減効果を期待できる。川上ダムの建設について基本的に合意するとともに早急に整備を図るということで、3ダムのトーンが違ってございますけれども、特に川上ダムについては早急に整備を図るというところまで共通認識として御同意いただけたということでございます。

まだこれは正式の意見ということではなくて、共通認識ということでございますけれども、こういった共通認識を出されましたことを踏まえまして、今後各府県の考えをお聞き

していくとともに、ダム事業については個別に費用負担をしていただく府県と調整する必要がございますので、今後事業ごとに進め方につきまして関係府県との調整を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、御報告させていただきました。

以上